

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 経済産業省

No	7
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（鉱区税）</u>
要望項目名	特定鉱区制度の創設に伴うみなし期間に係る措置
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>鉱業法において特定鉱区制度が創設されたことに伴い、地方税法第178条中に、みなし期間に係る措置を実施。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>地方税法第178条の鉱区税の納税義務者等において、鉱業法第20条の規定に基づく試掘権のみなし期間に係る規定が措置されているが、特定鉱区制度が創設されたことに伴う同法第42条の規定に基づくみなし期間については措置がなされていないため、同法第42条の規定に基づくみなし期間の取り扱いを同法第20条と同様に扱うように手当てする。</p>
関係条文	地方税法第178条 鉱業法第20条及び第42条
減収見込額	[初年度] ( ) [平年度] ( ) [改正増減収額] (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>特定鉱区制度の創設に伴うみなし期間の取扱いに係る所要の措置</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地方税法第178条の鉱区税の納税義務者等において、鉱業法第20条の規定に基づく試掘権のみなし期間に係る規定が措置されているが、特定鉱区制度が創設されたことに伴う同法第42条の規定に基づくみなし期間については措置がなされていないため、同法第42条の規定に基づくみなし期間の取り扱いを同法第20条と同様に扱うように措置する。</p>
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	法律改正に伴う所要の措置
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	平成28年度以降：特定鉱物に係る試掘権の採掘権への転願申請がなされたもののうち、みなし期間の適用を受けるもの（1件程度/年）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	法律改正に伴う所要の措置
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	法律改正に伴う所要の措置
	ページ	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>（法律改正に伴う所要の措置）</p>
<p>ページ</p>	